

行 動 計 画 書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

社会福祉法人 戸出福祉会
理事長 高嶋 正



1 計画期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間

2 内 容

目標1 計画期間内に、妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供を行い、相談体制の整備強化を図る。

< 対 策 >

- ・平成29年 1月～ 子育てを行う者又は行おうとしている者について、妊娠中や出産後の女性職員の職業生活と健康確保について、具体的ニーズの調査
- ・平成29年 1月～ 妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、制度周知等に関する相談窓口を常時開設(必要に応じ社会保険労務士を活用)

目標2 計画期間内に、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を図る。

< 対 策 >

- ・平成29年 1月～ 職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- ・平成29年 1月～ 育児休業が取得し易いように業務体制を整備・検討
- ・平成29年 1月～ 育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための説明会を随時開催
- ・平成29年 1月～ 休業取得者が発生した場合、必要に応じて代替職員を整備

目標3 計画期間内に、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

< 対 策 >

- ・平成29年 1月 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について、役員に対する認識を深めるため社会保険労務士による研修の実施
- ・平成29年 1月～ 産前産後休業、育児・介護休業(短時間勤務措置)などの諸制度の説明会又はミーティングを必要に応じ実施

目標4 計画期間内に、若年者に対するトライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進を図る。

< 対 策 >

- ・平成29年 1月～ 欠員の補充に、引き続き若年者に対するトライアル雇用制度を活用して、職業訓練とともに次世代育成支援についての周知を図りながら定着を図るように努める。